

令和 7 年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 7 年 5 月 7 日

担当部・課：保健福祉部総合相談センター〔内線 2 5 4 2〕

① 件 名
石巻市養育支援訪問事業の見直し及び石巻市子育て世帯訪問支援事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>本市では、養育支援が必要となっている家庭に対し、子育てに関する問題を解決・軽減させ、適切な養育の実施を確保するため、児童福祉法に基づき、ヘルパー及び保健師等が家庭へ訪問し家事・育児に係る援助や指導を行う「養育支援訪問事業」を平成 21 年度から実施してきたところである。</p> <p>近年、児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある中、児童虐待の防止等を図り、児童の健全な育成を図る上では、養育環境が深刻な状況となる前に、幅広い子育て世帯を対象として、児童が育つ家庭環境・養育環境に係る支援を提供するとともに、子育て世帯の養育環境等を把握し、支援の必要性が高い者を適切な支援につなぐことが求められている。こうした背景を踏まえ、国は、令和 4 年 6 月に児童福祉法を改正し、「養育支援訪問事業」を保健師等による専門的な相談支援に特化した事業に見直したほか、家事・育児に係る援助や子育てに関する情報提供等の必要な支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を新設し、事業の実施を市町村の努力義務とした。</p> <p>【目的】</p> <p>法改正に合わせ、石巻市養育支援訪問事業を見直し、新たに石巻市子育て世帯訪問支援事業を実施するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号） 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 2 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 4 年 6 月 児童福祉法等の一部改正（令和 6 年 4 月 1 日施行） 令和 6 年 3 月 子育て世帯訪問支援事業の実施について（令和 6 年 3 月 30 日こども家庭庁通達） 令和 7 年 3 月 ・石巻市養育支援訪問事業実施要綱の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行） ・石巻市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の制定（令和 7 年 4 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>【石巻市養育支援訪問事業の見直し】</p> <p>平成 21 年度から実施していた「石巻市養育支援訪問事業」の支援内容のうち、保健師等による専門的な相談支援を行う。なお、支援の対象について、養育支援が必要と認められる本市在住の家庭から、本市在住の家庭に拡充する。</p> <p>【石巻市子育て世帯訪問支援事業の実施】</p> <p>平成 21 年度から実施していた「石巻市養育支援訪問事業」の支援内容のうち、家事・育児支援を行うほか、新たに地域の子育て支援施策に関する情報提供等を行う。なお、支援の対象は、若年妊婦、ヤングケアラー等、養育支援が必要と認められる本市在住の家庭とする。</p> <p>※詳細は別紙資料のとおり。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 家事・育児支援や子育て等に関する悩みの傾聴等を行うことにより、支援対象者や子どもの状況、養育状態を把握することができるため、虐待リスクの軽減が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 <u>石巻市子育て世帯訪問支援事業</u> 令和7年度 業務委託料 1,900千円 （財源）令和7年度子ども・子育て支援事業費補助金（国1/3、県1/3） 1,266千円 一般財源 634千円</p> <p><u>石巻市養育支援訪問事業</u> 本市の保健師等が訪問するため、新たな財政負担は生じない。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>全国692自治体で実施。 県内では仙台市・塩竈市・名取市・角田市・登米市・富谷市・大河原町・七ヶ浜町で実施。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
⑨ その他